令和5年12月

太田市議会定例会議案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第116号	令和5年度太田市一般会計補正予算(第5号) について	1 (別冊)
2	議案第117号	太田市犯罪被害者等支援条例の制定について	2
3	議案第118号	太田市地域活動支援センター条例の廃止について	7
4	議案第119号	太田市行政手続における個人番号の利用に関す る条例の一部改正について	8
5	議案第120号	太田市地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正について	1 2
6	議案第121号	太田市道路占用料徴収条例の一部改正について	16
7	議案第122号	太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の 一部改正について	2 1
8	議案第123号	太田市営住宅条例の一部改正について	2 3
9	議案第124号	指定管理者の指定について(太田市養護老人ホーム)	2 4
1 0	議案第125号	指定管理者の指定について(太田市北の杜学園 放課後児童クラブ・太田市北の杜学園第2放課 後児童クラブ)	2 5
1 1	議案第126号	指定管理者の指定について(太田市木崎放課後 児童クラブ)	2 6
1 2	議案第127号	財産の取得について	2 7
1 3	議案第128号	財産の無償譲渡について(太田市太田地域活動 支援センター)	2 9
1 4	議案第129号	財産の無償譲渡について (太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター)	3 0
1 5	議案第130号	市道路線の廃止及び認定について	3 1

議案第116号 令和5年度太田市一般会計補正予算(第5号) について 別冊

議案第117号

太田市犯罪被害者等支援条例の制定について太田市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市犯罪被害者等支援条例(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、 市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等 の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被 害者等に対する支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受け た被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を 図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行 為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は 遺族で、市内に住所を有する者をいう。
 - (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が 被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの 侵害等をいう。

- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける 犯罪等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が 重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重さ れることを旨として行わなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害及び再被害が生じることのないよう十分に配慮して行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等が相互に連携し、協力して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏ま えて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施しなければ ならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次 被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市 が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するように努 めなければならない。 (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的 負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うも のとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の支援が受けられるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時的な保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難とな

った犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅(市が低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定により、建設し、買い取り、又は借り上げた住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるとともに、就業の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪 被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる 場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、第8条の規定は、同日

以後に行われた犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用 する。

議案第118号

太田市地域活動支援センター条例の廃止について 太田市地域活動支援センター条例を廃止する条例を次のとおり制 定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市地域活動支援センター条例を廃止する条例 太田市地域活動支援センター条例(平成20年太田市条例第12 号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第119号

太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

太田市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年 太田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(特定個人番号利用事務の処理のための庁内連携)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項を同条第2項とする。

本則に次の2条を加える。

(個人番号の独自利用)

第5条 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の 処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を 効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用 することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、 同様とする。

(独自利用事務の処理のための庁内連携)

- 第6条 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を 処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報で あって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、 法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個 人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けること ができる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他 の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の 内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書 面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第5条関係)

	機関	事務
-	1 市長	太田市福祉医療費支給に関する条例(平成17年太田市条例第149号)
	,	の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第6条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	市長	太田市福祉医療費支給に関	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、
		する条例の規定による福祉	船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員
		医療費の支給に関する事務	共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組
		であって規則で定めるもの	合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭
			和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法
			(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医
			療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による
			医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律
			第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報
			であって規則で定めるもの

国民年金法(昭和34年法律第141号)又は被用者年金 各法(私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29 年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務 員等共済組合法をいう。)による年金である給付の支給又 は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であ

国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって規則で定めるもの児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又は

その算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で
定めるもの
戸籍関係情報であって規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日か ら施行する。

議案第120号

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年太田市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「隣地境界線」の次に「若しくは隣地等境界線」を加える。

別表第1に次のように加える。

東金井工業団地南地区地区計画	太田都市計画東金井工業団地南地区地区計画の区域のう			
	ち、地区整備計画が定められた区域			
富若西地区地区計画	太田都市計画富若西地区地区計画の区域のうち、地区整備			
	計画が定められた区域			

別表第2地区整備計画区域の名称の項中「隣地境界線」の次に「若 しくは隣地等境界線」を加え、同表新田東部工業団地第二地区地区整 備計画区域の項を次のように改める。

新田東A地区	1 カラオケボックスその他これ		1, 00	外壁	1メー	31メ
部工業	に類するもの		0平方メ	等の面	トル	ートル
団地第	2 神社、寺院、教会その他これ		ートル	から道		
二地区	らに類するもの		(公衆便	路境界		

地区整		 3 老人福祉センター、児童厚生		Ī	所、巡査	線(隅		
備計画		施設その他これらに類するもの			派出所そ			
区域		4 自動車教習所			の他これ			
		5 風営法第2条第1項、第6項			らに類す			
		から第11項まで及び第13項			る建築物			
		のいずれかに規定する営業の用			で公益上			
		に供するもの(前各項及び法別)			必要なも			
		表第2(わ)項に規定されるも			のを除			
		のを除く。)			<。)	離		
	B地区	1 A地区で建築できないもの			1, 00	外壁	5メー	31メ
		2 店舗、飲食店その他これらに			0平方メ	等の面	トル	ートル
		類するもの			ートル	から道		
		3 公衆浴場、診療所、保育所			(公衆便	路境界		
		(就業者の福利厚生のための附		į	所、巡査	線(隅		
		帯施設として設けるものは除		i	派出所そ	切り部		
		⟨ 。)		(の他これ	分を除		
		4 床面積の合計が15平方メー			らに類す	<。)		
		トルを超える畜舎			る建築物	までの		
		5 令第130条の6で定める第			で公益上	距離		
		2種中高層住居専用地域内に建		ب	必要なも	外壁	1メー	
		築することができる工場		(のを除	等の面	トル	
		6 一般廃棄物又は産業廃棄物の			< 。)	から隣		
		処理施設(工場その他の建築物				地等境		
		に附属するもので、当該建築物				界線ま		
		において生じた廃棄物のみの処				での距		
		理に供するものを除く。)				離		
	C地区	B地区で建築できないもの			1, 00	外壁	3メー	31メ
					0平方メ	等の面	トル	ートル
					ートル	から道		
					(公衆便	路境界		
				Į	所、巡査	線(隅		
				ì	派出所そ	切り部		
				(の他これ	分を除		
					らに類す	<∘)		
					る建築物	までの		
		1	3					

		で公益上	距離		
		必要なも	外壁	1メー	
		のを除	等の面	トル	
		⟨。)	から隣		
			地等境		
			界線ま		
			での距		
			離		

別表第2に次のように加える。

			1	1		1
東金井全	域 1	カラオケボックスその他これ	1, 00	外壁	1メー	31メ
工業団		に類するもの	0平方メ	等の面	トル	ートル
地南地	2	神社、寺院、教会その他これ	ートル	から道		
区地区		らに類するもの	(ただ	路境界		
整備計	3	老人福祉センター、児童厚生	し、公共	線(隅		
画区域		施設その他これらに類するもの	の用に供	切り部		
	4	自動車教習所	するもの	分を除		
	5	廃棄物処理法第2条第2項に	について	⟨。)		
		規定する一般廃棄物又は第4項	は、この	又は隣		
		に規定する産業廃棄物の処理施	限りでな	地等境		
		設(工場その他の建築物に附属	ν _°)	界線ま		
		するもので、当該建築物におい		での距		
		て生じた廃棄物のみの処理に供		離		
		するものを除く。)				
	6	風営法第2条第1項、第6項				
		から第11項まで及び第13項				
		のいずれかに規定する営業の用				
		に供するもの(前各項及び法別				
		表第2(わ)項に規定されるも				
		のを除く。)				
富若西全	域 1	カラオケボックスその他これ	1, 00	外壁	5メー	31メ
地区地		に類するもの	0平方メ	等の面	トル	ートル
区整備	2	神社、寺院、教会その他これ	ートル	から計		
計画区		らに類するもの	(ただ	画図に		
域	3	老人福祉センター、児童厚生	し、公共	示す道		
		施設その他これらに類するもの	の用に供	路境界		

1 1	1	1	J	I			
4	自動車教習所			するもの	線(隅		
5	廃棄物処理法第2条第2項に			について	切り部		
規	定する一般廃棄物又は第4項			は、この	分を除		
12	規定する産業廃棄物の処理施			限りでな	<。)		
設	(工場その他の建築物に附属]	() _°)	又は隣		
す	るもので、当該建築物におい				地等境		
T	生じた廃棄物のみの処理に供				界線ま		
す	るものを除く。)				での距		
6	風営法第2条第1項、第6項				離		
カゝ	ら第11項まで及び第13項				外壁	1メー	
0	いずれかに規定する営業の用				等の面	トル	
12	供するもの(前各項及び法別				から計		
表	第2(わ)項に規定されるも				画図に		
0	を除く。)				示す道		
					路境界		
					線若し		
					くは隣		
					地等境		
					界線以		
					外の道		
					路境界		
					線(隅		
					切り部		
					分を除		
					<.)		
					、。) 又は隣		
					地等境		
					界線ま		
					での距		
					離		

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において 規則で定める日から施行する。

議案第121号

太田市道路占用料徴収条例の一部改正について

太田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 太田市道路占用料徴収条例(平成19年太田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

	占用物件	占用料			
		単位	金額(円)		
法第32条第1項	第1種電柱	1本につき1年	5 7 0		
第1号に掲げる工	第2種電柱		8 7 0		
作物	第3種電柱		1, 200		
	第1種電話柱		5 1 0		
	第2種電話柱		8 1 0		
	第3種電話柱		1, 100		
	その他の柱類		5 1		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		
	地下に設ける電線その他の線類		3		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに	300		
		つき1年			
	変圧塔その他これに類するもの及	1個につき1年	1,000		
	び公衆電話所				

	郵便差占	出箱及び信書便差出	箱		420
	広告塔			表示面積1平方メートルに つき1年	1, 800
	その他の)もの		占用面積1平方メートルに つき1年	1, 000
	外径が(の). 07メートル未済	満のも	長さ1メートルにつき1年	2 1
件	外径が0.07メートル以上0. 1メートル未満のもの				3 0
	外径が(). 1メートル以上	0. 1		4 5
	外径が(). 15メートル以	上0.		6 1
	外径が(). 2メートル以上	0. 3		9 1
	外径が(). 3メートル以上	0. 4		1 2 0
	外径が(). 4メートル以上 レ未満のもの	0. 7		2 1 0
	外径が(). 7メートル以上	1メー		3 0 0
		<u> </u>	の		6 1 0
		法第2条 地下に設け 第2項第の 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対		長さ1メートルにつき1年	3
		象として 設置する その他の 導線その	もの		1 0

	他の線類	177		
	道路の構	造又は交通の状	1本につき1年	8 1 0
	況を表示	する標示柱その		
	他の柱類	ĺ		
	その他の	上空に設けるも	占用面積1平方メートルに	5 1 0
	もの	の	つき1年	
		地下に設けるも		3 0 0
		の		
	その他のもの			1, 000
法第32条第1項第	第4号に掲げる施設	没	占用面積1平方メートルに	1, 000
法第32条第1項	地下街及び地下	階数が1のもの	つき1年	Aに0. 004を
第5号に掲げる施	室			乗じて得た額
設		階数が2のもの		Aに0.006を
				乗じて得た額
		階数が3以上の		Aに0.007を乗
		もの		じて得た額
	上空に設ける通路	文		900
	地下に設ける通路	文		5 4 0
	その他のもの			1, 000
法第32条第1項	祭礼、縁日その他	也の催しに際し、	占用面積1平方メートルに	1 8
第6号に掲げる施	一時的に設けるも	50D	つき1日	
設	その他のもの		占用面積1平方メートルに	180
			つき1月	
道路法施行令(昭	看板(アーチで	一時的に設ける	表示面積1平方メートルに	180
和27年政令第4	あるものを除	もの	つき1月	
7 9 号。以下	⟨。)	その他のもの	表示面積1平方メートルに	1, 800
「令」という。)			つき1年	
第7条第1号に掲	標識		1本につき1年	8 1 0
げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その	1本につき1日	1 8
		他の催しに際		
		し、一時的に設		
		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	180

	 <i>萬(</i> 令第7条第	タオー 縁日その	 その面積1平方メートルに	18
	4号に掲げるエ		つき1日	
	事用施設である)	
	ものを除く。)	けるもの		
	ものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルに	180
		C 42 E 42	つき1月	100
	アーチ	車道を横断する	1 基につき 1 月	1, 800
		も の	一番につら1月	1, 000
		その他のもの		9 0 0
令第7条第2号に排	- 掲げる工作物		占用面積1平方メートルに	1,000
			つき1年	
令第7条第4号に排	喝げる工事用施設	及び同条第5号に	占用面積1平方メートルに	180
掲げる工事用材料			つき1月	
令第7条第6号に排	掲げる仮設建築物	及び同条第7号に		100
掲げる施設				
令第7条第8号に	トンネルの上又に	は高架の道路の路	占用面積1平方メートルに	Aに0. 012を
掲げる施設	面下(当該路面)	下の地下を除	つき1年	乗じて得た額
	く。)に設けるも	50		
	上空に設けるもの	D		Aに0. 017を
				乗じて得た額
	地下(トンネル	階数が1のもの		Aに0. 004を
	の上の地下を除			乗じて得た額
	く。)に設ける	階数が2のもの		Aに0. 006を
	もの			乗じて得た額
		階数が3以上の		Aに0.007を
		もの		乗じて得た額
	その他のもの			Aに0. 025を
				乗じて得た額
う第7条第9号に 建築物			Aに0. 015を	
掲げる施設				乗じて得た額
	その他のもの			Aに0. 011を
				乗じて得た額
í .	1		1	i l

に掲げる施設及び		乗じて得た額		
自動車駐車場	その他のもの	Aに0. 011を		
		乗じて得た額		
令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路	Aに0. 015を		
に掲げる応急仮設	面下に設けるもの	乗じて得た額		
建築物	上空に設けるもの	Aに0. 022を		
		乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を		
		乗じて得た額		
令第7条第12号に	こ掲げる器具	Aに0. 025を		
		乗じて得た額		
令第7条第13号	トンネルの上又は高速自動車国道	Aに0. 015を		
に掲げる施設	若しくは自動車専用道路(高架の	乗じて得た額		
	ものに限る。)の路面下に設ける			
	もの			
	上空に設けるもの	Aに0. 022を		
		乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0. 031を		
		乗じて得た額		
令第7条第14号に掲げる器具		Aに0.031を		
		乗じて得た額		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第122号

太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年太田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第33条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動運行補助施設

本則に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画 的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設 置する場所を確保するものとする。この場合において、必要がある と認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の

増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定す る新設特定道路を除く。)は、太田市移動等円滑化のために必要な 道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年太田市条例第1 7号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第123号

太田市営住宅条例の一部改正について 太田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市営住宅条例の一部を改正する条例

太田市営住宅条例(平成17年太田市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第124号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 太田市養護老人ホーム
- 2 指定管理者となる団体 太田市八幡町27番地7 社会福祉法人同仁会 理事長 穂 積 照 雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 太田市北の杜学園放課後児童クラブ 太田市北の杜学園第2放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体太田市金山町18番1号NPO法人北の杜理事長 竹 内 郁 子
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 太田市木崎放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体太田市新田中江田町985番地社会福祉法人木崎育援会理事長 浅 野 豊
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第127号

財産の取得について 次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

1 取得する財産

種類	所在	構造	床面積
店舗	太田市飯塚町 69番地3、 69番地4	鉄骨造合金メッキ鋼 板ぶき2階建	 9 7 2. 0 0 m ² 1 1 7. 8 1 m ²
物置		軽量鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき平家建	4.70 m²
物置		軽量鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき平家建	4.70 m²
物置		軽量鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき平家建	4.70 m²

2 取得の目的 文教施設として整備するため

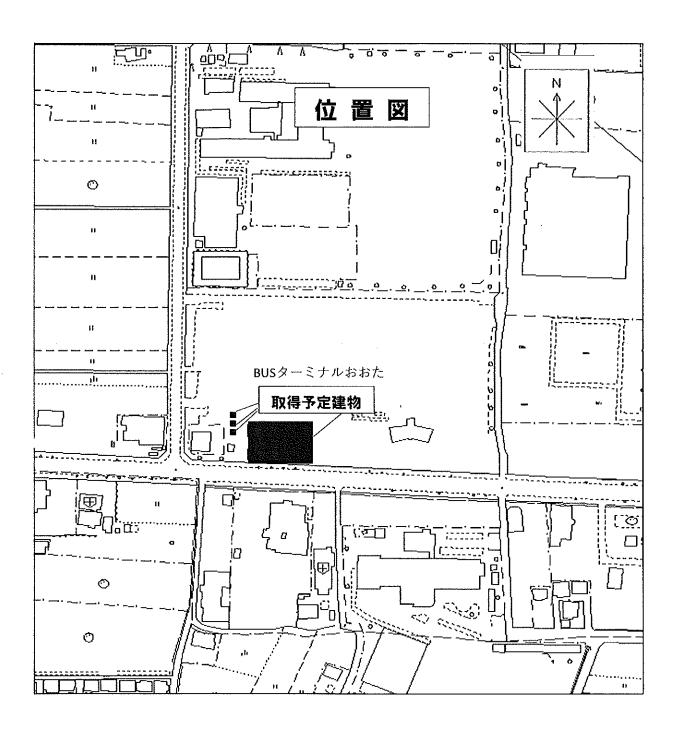
3 取得予定価格 214,500,000円

4 取得の方法 随意契約

5 契約の相手方 太田市飯田町964番地8

株式会社大雄建設

代表取締役 大久保 與志雄



議案第128号

財産の無償譲渡について 次のとおり建物を無償で譲渡するものとする。

令和5年11月30日提出

- 1 建物の名称 太田市太田地域活動支援センター
- 2 建物の所在地 太田市細谷町1708番地1
- 3 構造及び延床面積 (1) 作業所棟 木造平家建 754.00㎡
 - (2) デイサービス棟 木造平家建 334.00㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市高林南町283番地25 社会福祉法人愛心会理事長 細 田 礼 子
- 5 譲渡の期日 令和6年4月1日

議案第129号

財産の無償譲渡について 次のとおり建物を無償で譲渡するものとする。

令和5年11月30日提出

- 1 建物の名称 太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センタ
- 2 建物の所在地 太田市大原町118番地10
- 3 構造及び延床面積 木造平家建 441.94㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市大原町118番地10 NPO法人しゅんらん 理事長 延 命 圭三郎
- 5 譲渡の期日 令和6年4月1日

議案第130号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

廃止路線

番号整理番号	B番号 路線名	- Embosko Gresko Escantado en Austra de Santo en Escanta de Propinsione (n. 1907)	#	重要な	
		終	点	経過地	
1	12-003	2-903 太田古戸藤塚903号線	太田市 古戸町1099番1	地先	なし
	1 12 000		太田市 古戸町870番1	地先	40
2	2 16-610	太田金山東土地改良610号線	太田市 富若町761番	地先	なし
۷.	10 010	太田並出來土地改長010万線	太田市 富若町761番	地先	1 d C
3	16-611	6-611 太田金山東土地改良611号線	太田市 富若町811番	地先	なし
	10 011	太田並田朱工地改良611号	太田市 富若町811番	地先	ا م
4	16-616	太田金山東土地改良616号線	太田市 富若町845番	地先	なし
-+	10 010	太田並田東土地改長010万線	太田市 富若町783番	地先	ا م
5	16-618	太田金山東土地改良618号線	太田市 富若町390番1	地先	なし
J	10-010	0-018 人田金田東工地改良018号線	太田市 富若町802番	地先	W L
6	16-727	大田富若本郷727号線	太田市 富若町641番1	地先	なし
U	10-/2/	人口首石平规12/专献	太田市 富若町658番4	地先	/み し
7	16_051	6-851 太田富若本郷851号線	太田市 富若町657番1	地先	なし
,	10-001		太田市 富若町645番	地先	140
8	16-1000	太田金山東土地改良1000号線	太田市 東金井町987番	地先	なし
O	10-1000	太田並田東土地以及1000万線	太田市 上小林町170番	3 地先	1 4 L
9	16-1001	6-1001 太田金山東土地改良1001号線	太田市 東金井町1405番	地先	<i>+</i> > 1
9	10-1001	太田並田東土地改長1001号級	太田市 東金井町1400番	地先	なし
10	16 1000	十四字类町1000日始	太田市 富若町720番	地先	+> 1
10	10-1082	16-1082 太田富若町1082号線	太田市 富若町816番2	地先	なし
4.4	10 1100	16-1169 太田只上富若1169号線	太田市 只上町772番1	地先	4. 1
11	10-1108		太田市 富若町758番	地先	なし
12 16-1179	16-1179 太田富若町1179号線	太田市 富若町825番	地先	なし	
		太田市 富若町820番1	地先		
10	13 16-1247	+ m 등 * 마 1047 및 48	太田市 富若町787番	地先	+ 1
13		6-1247 太田富若町1247号線	太田市 富若町787番	地先	なし
1.6	10 1000 0	十四本会共四1000 0日始	太田市 東金井町1334番	地先	4. 1
14 16-1280-2	6-1280-2 太田東金井町1280-2号線	太田市 東金井町1371番		なし	

認定路線

<u> </u>					
来早	番号 整理番号	番号 路線名	起点		重要な
H 7			終点		経過地
1	1 12-1477	2-1477 太田古戸町1477号線	太田市 古戸町1099番1	地先	なし
I			太田市 古戸町1117番1	地先	なし
2	121220	-1329 太田細谷町1329号線	太田市 細谷町1556番1	地先	なし
	10-1028		太田市 細谷町1532番3	地先	74 U
3	16-1295	G-1295 太田只上町富若町1295号線	太田市 只上町772番1	地先	なし
	10-1233	太田六工町留石町1250万線	太田市 富若町759番	地先	みし
4	16-1206	6-1296 太田富若町1296号線	太田市 富若町720番	地先	なし
_ ~	10 1280		太田市 富若町811番	地先	ن ر
5	161207	6-1297 太田富若町1297号線	太田市 富若町390番1	地先	なし
	10-1297		太田市 富若町827番	地先	φ U
6	16-1298	6-1298 太田富若町1298号線	太田市 富若町657番1	地先	なし
L	10 1230	太田富石町1200分	太田市 富若町656番2	地先	φ U
7	16-1299	6-1299 太田富若町東金井町1299号線	太田市 富若町659番5	地先	なし
Ľ_	10 1200	太山苗石町朱並升町1200号線	太田市 東金井町1344番	地先	to to
8	0 16 1300	6-1300 太田上小林町東金井町1300号線	太田市 上小林町170番9	地先	なし
Ľ	10 1000		太田市 東金井町1427番	地先	74 U
9	0 16_1201	16-1301 太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番	地先	なし
	10 1001		太田市 東金井町992番	地先	(かし
10	161302	16-1302 太田東金井町1302号線	太田市 東金井町1411番	地先	なし
10 10-13	10-1302		太田市 東金井町1402番	地先	14 U